

ランドにおけるアンセルムスの論証・対話は、こうした神の似像という理性観に基づいていたのである。

イングラントから帰国した後、アンセルムスは、『真理について』をはじめとして数々の著作を著す。『言の受肉に関する書簡』(一〇九四年)では、ロスケリヌスの異端に対して理性的な論証をもって応える。また神の受肉と救済に関する信仰の理解を求め、同時にこの信仰に対して想定される異教徒の反論に応じるために対話形式で執筆された『神はなぜ人間となったか』(一〇九八年)においても「理性のみによる」方法を採用する。さらに、聖霊の発出に関して、ギリシア教会に対しラテン教会の神学(Filioque)を弁護する『聖霊の発出について』(一一〇二年)においても理性的な論証を望む。アンセルムスは、宗教的な対話の試みにおいて、一貫して理性的な対話を求めたと言つてよい。

もちろん、人間の理性は、あくまでも神の似像であるがゆえに、類似性と同時に差異性を伴っており、そこに理性の必然的な制約があることも、彼は決して忘れなかった。

宗教間対話の思想としての

トマス・アクイナスの信仰理解

芝元航平

トマス・アクイナス(一二二四/二五―一七四年)は、「第一真理」という対象を「承認とともに思いめぐらす」という信仰の

行為を可能にする習慣(対神徳)として「信仰」を理解している。この信仰概念には「承認する」という意志の働きと「思いめぐらす」という知性の働きが共に含まれている。信仰における「承認する」という意志の働きは、人間の自然本性を超えた仕方によって促されるものであるけれども、その前提となつてゐるのは「人間の」理性的本性は、善と存在者の普遍的な意味内容を認識する限りにおいて、存在の普遍的根源〔神〕への直接的な秩序づけを持っている」(『神学大全』第二―二部第二問第三項)という、人間の自然本性の在り方である。

人間の理性的本性を基盤とするこのような信仰概念に基づいてトマスは「暗黙の信仰」による異教徒の救いについて語っている。確かにトマスは「啓示された恩寵の時の後では、学識多き人々も少なき人々も、キリストの神秘について明示的な信仰を持つように拘束される」(『神学大全』第二―二部第二問第七項)と述べ、すべての人間がキリストを信じるべきであると主張している。しかし一方でトマスは、同項第三異論で、擬ディオニュシオスの「異教徒の多くの者たちが天使たちの奉仕を通して救いを得た」という言葉に基づいて、キリストの神秘を明示的に信じることは万人にとって救いのために必要ではなかったと思われるという異論を提出する。この異論に対するトマスの解答は、「異教徒の多くの者たちにキリストについての啓示がなされた」というものであるが、それとともに啓示を受けなかった人々の救いの可能性についても言及している。「しかし、もし啓示が与えられなかった者たちが救われたとしても、彼らは仲保者〔キリスト〕への信仰なしに救われたのではない。な

ぜなら、たとえ彼らが明示的な信仰を持っていなかったとしても、……神が人間を救う者であると信じている限りで、神の摂理への暗黙的な信仰を持っていたからである。」

さらにトマスは、信じる人間における信仰の大きさについて、(一)暗黙的な信仰よりも明示的な信仰の方が大きいという「質料的対象」の観点と、(二)信仰が、その基体としての人間においてどのように分有されているかという「基体による分有」の観点という二つの観点から考えることができる。述べている(『神学大全』第二―二部第五問第四項)。このようなトマスの論述からは、異教徒がキリスト教徒よりも大きな信仰を持ちうる可能性を読み取ることができる。「質料的対象」の観点から考える限り、キリスト教徒の立場からは、明示的にキリストの神秘を信じているキリスト教徒のほうが異教徒よりも大きな信仰を持っているということになるであろう。しかし「基体による分有」の観点から考えるのであれば、ある異教徒がキリスト教徒の内のある者よりも「より大きな迅速さ、熱意、確信」(同上)を伴うより大きな信仰によって第一真理を信じているという事態が可能となるであろう。

もつともトマスは、キリスト教以外の諸宗教の信仰を具体的な形で肯定的に評価しているわけではない。また、異端者を死刑にすることを認めるなど当時の時代背景から来る制約の内にあることも否定できない。しかし上述のようなトマスの信仰理解は、異教徒の信仰に対する真の尊敬を可能にすることによって、彼の『信仰の諸根拠』でのムスリムに対する「攻撃性とは無縁である」(L・ハーゲマン『キリスト教とイスラーム』知

泉書館、八五頁)冷静な議論の背景となっているように思われるのであり、宗教多元主義とは異なる包括主義的な仕方であり、実りある宗教間対話の理論的基盤となりうるように思われる。

トマス・アクイナスの自然法は

どこまで普遍的か

川添 信介

トマス・アクイナスは自然法論者であると一般に認められている。その「自然法 (lex naturalis)」は「人間の自然本性」に刻まれた神の永遠法の類似であるかぎりにおいて、人類の文化的・社会的相違に左右されないという意味において、何らかの普遍性・不変性を有していると考えられる。というより、そこに自然法論者たる所以があるはずである。しかし、実際にアクイナスの法論に関わるテキスト(主として『神学大全』第二部の一第九〇問から一〇八問)を見れば、自然法を主題とした記述はごくわずかであって、アクイナスの視線は自然法に基づかねばならないとされる「人間の法 (lex humana)」の方に向いているようにも見える。さらには、神学者として当然とはいえず、啓示された神法 (lex divina) のうちの古い法 (lex vetus) である旧約の律法の分析に多くの紙幅を費やしており、その中で自然法との関係が詳細に論じられているのである。そして、人間の法がさまざまな社会において多様であること、また、旧約の律法がユダヤ民族という、キリスト教徒にと